

## 特別養護老人ホーム光薫寺ビハーラ短期入所生活介護事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人光薫福祉会（以下、「本会」）が開設する指定短期入所生活介護事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や職員が、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護または要支援者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて、快適に自立した日常生活を営むことができる様、常に良質で多様なサービスの提供を目指す。

2 利用者の人権を尊重し、プライバシーの保護に努めるとともに、「その人らしさ」を尊重し、一人一人の希望に叶うサービスの提供に努める。

3 事業の運営にあたり、地域との結びつきを重視し、関係市区町村保険者、他の居宅サービス事業所、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

### (施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 施設長 特別養護老人ホーム 光薫寺ビハーラ  
(2) 所在地 福岡市東区蒲田5丁目7-1

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 施設長 1人（特養他と兼務）  
施設の職員の管理、及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1人（非常勤職員）  
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 短期入所担当者 1人  
利用者の生活相談、処遇や企画や実施等を行う。
- (4) 看護職員 1人  
利用者の健康・衛生管理を行う。
- (5) 介護職員 6人（特養本体と兼務）  
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (6) 管理栄養士 1人（特養本体と兼務）  
食事の献立作成、栄養ケア計画に従った栄養管理、栄養指導を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1人（特養本体と兼務）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 1人 (特養本体と兼務)

施設サービス計画の作成等を行う。

(9) 調理員 業務委託業者

給食調理業務を行う。

(利用定員)

第5条 施設の利用定員は、20人とする。ただし、緊急な場合等介護老人福祉施設（従来型60人、ユニット型50人）の空床も利用できるものとし、緊急時などの受入れ対応を積極的に図る。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 指定短期入所生活介護施設の内容は次のとおりとし、施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(1) 入浴

(2) 排泄

(3) 食事

(4) 生活相談・援助等、レクレーション

(5) 生活リハビリテーション

(6) 健康チェック

(サービスに当たっての留意事項)

第7条 サービス利用に当たって、利用者または家族の留意事項は次のとおりとする。

(1) 利用者の持込む衣類等の物品は必要最小とし、貴重品、現金は持込まない。

(2) 利用者または家族の故意または重大な過失により、施設の設備等を滅失及び損壊等の損害を与えた場合、利用者は原状回復または損害賠償の責を負う。

(3) 利用者または家族は施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行ってはならない。

2 送迎サービスは、福岡市東区内及び博多区内、糟屋郡久山町、篠栗町、新宮町、粕屋町を基本とするが、利用者及び家族の求めに他地域においても検討をする。

(サービスの取り扱い方針)

第8条 利用者の心身の状況等に応じて、適切な処理を行う。

2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

- 3 職員は、サービスの提供に当たって、利用者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
- 4 利用者本人または他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 6 サービスの質の向上と安定を図る為、職員の施設内外の研修への参加を計画的に行う。

(身体拘束について)

第9条 第8条4項による掲げる緊急やむを得ない場合において、利用者本人または他の利用者等の生命・身体を保護するため、利用者の身体を拘束し行動を制限することがある。その手順は次のとおりとする。

- (1) 身体拘束委員会（注）の設置及び開催により必要性（切迫性・非代替性・一時性）を十分に検討する。
  - (2) 上記（1）の結論を受けて、利用者の家族または身元引受人に対し、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明する。
  - (3) 利用者の家族または身元引受人に対し、説明文書（緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書）を交付する。
  - (4) 行動制限した場合はサービス提供に関する書類に次の事項を記載する。
    - ア. 行動制限を決定した者の氏名
    - イ. 行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施した期間
  - (5) 職員に対し身体拘束に関しての研修を年1回開催する等、身体拘束廃止に向けた取り組みを行う。
- （注）身体拘束委員会の委員は施設長、看護職員、生活相談員、介護長、担当介護職員、その他必要な職員とする。

(食事の提供)

- 第10条 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体状況及び喜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うように努める。
- 2 食事の時間はおおむね以下の通りとするが、利用者の希望に応じ、可能な範囲で時間を変更する。
    - (1) 朝食 午前 7時30~
    - (2) 昼食 午後 12時~
    - (3) 夕食 午後 17時30~

(相談及び援助)

- 第11条 利用者またはその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第12条 教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためにレクレーションの機会を設ける。
- 2 常に利用者の家族との連携を図り、利用者と家族の交流等の機会を確保する。

(利用料等の受領)

- 第13条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理サービスであるときは、その1割の額とする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払を受けれる利用料の額と、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
- (1) 利用者が選定する特別食の費用
- (2) 日常生活のうち、利用者が負担することが適當と認められるもの
- 4 サービスの提供に当たって、利用者またはその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、利用者の同意を得る。
- 5 サービスの利用額は(別表)に定める。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

- 第14条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払を受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(禁止行為)

- 第15条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。
- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の事由を侵すこと
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与える、またはこれを持ち出すこと

(受給資格等の確認)

- 第16条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。
- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(利用者に対する市町村への通知)

第 17 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき

(勤務体制の確保等)

第 18 条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

- 2 施設の職員によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

(衛生管理等)

第 19 条 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じる。
  - (1) 感染防止対策委員会（注 2）を設け、委員会を月 1 回開催する。
  - (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延を防ぐ為の指針を作成する。
  - (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延を防止に関する研修を年 2 回開催する。
- (注 2) 感染防止対策委員会の委員は施設長、医師、看護職員、生活相談員、介護長、担当介護職員、その他必要な職員とする。
- 3 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(協力病院等)

第 20 条 入院治療を必要とする利用者のために協力病院を定める。また、協力歯科医療機関を定める。

|        |            |
|--------|------------|
| 協力病院名称 | 医療法人 原土井病院 |
| 協力歯科医院 | カニ歯科医院     |

(掲示)

第 21 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(個人情報保護)

第 22 条 施設の職員は正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者が、正当な理由なく、業務を知りえた利用者またはその家族の秘密を漏らさぬ

よう、必要な措置を講じる。

- 3 居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。
- 4 個人情報に関する規程は別途定める。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 23 条 居宅介護支援事業者またはその職員に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(苦情処理)

第 24 条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、これに従い、必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第 25 条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責によらない場合は、この限りではない。
  - 3 事故の防止のため必要な措置を講ずる。
    - (1) 事故対策委員会（注 3）を設け、委員会を月 1 回開催する。
    - (2) 事故発生防止対策指針を作成する。
    - (3) 職員に対し事故の防止、発生時の対応などに関する研修を年 2 回及び職員採用時に開催する。
- （注 3）事故対策委員会の委員は施設長、看護職員、生活相談員、介護長、担当介護職員、その他必要な職員とする。

(緊急時の対応)

第 26 条 利用者に病状の急変が生じた場合や、その他急変時の事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(会計)

第 27 条 事業の会計は、その他の事業と区分し収支状況を明確にする。

(記録の整備)

- 第 28 条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。
- 3 利用者、又は代理人からの請求に応じて、サービス提供の諸記録の閲覧、複写物の交付を行う。

(非常災害対策)

- 第 29 条 想定される非常災害の種類規模に応じ、必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。
- 2 非常災害に備え、年 2 回以上は避難、救出その他必要な訓練などを行う。

(人権擁護、虐待防止)

- 第 30 条 利用者等の人権擁護、虐待防止の為、職員への教育等、必要な措置を講ずる。
- 2 職員は利用者等が虐待を受けていることを発見、若しくは、生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市区町村へ通報しなければならない。
- 3 第 2 項の規程による通報をしたことを理由として、職員を解雇その他不利益な取扱いをしない。
- 4 第 1 項から第 3 項までの規程に関して、年 1 回研修を開催し、全職員へ周知する。

(第三者評価)

- 第 31 条 第三者評価の実施なし。

(その他)

- 第 32 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人光薰福祉会と特別養護老人ホーム光薰寺ビハーラの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 15 年 12 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
- この規定は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- この規定は、平成 30 年 8 月 1 日より施行する。
- この規定は、平成 30 年 10 月 1 日より施行する。
- この規定は、令和元年 8 月 1 日より施行する。
- この規定は、令和元年 11 月 1 日より施行する。
- この規定は、令和 4 年 10 月 1 日より施行する。
- この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

## (別表) サービス利用料金（1日あたり）

## (1) 短期入所生活介護

## 従来型個室

| 内 容       | 要介護 1   | 要介護 2   | 要介護 3   | 要介護 4   | 要介護 5   |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 単位        | 603     | 672     | 745     | 815     | 884     |
| サービス利用料金  | 6,351 円 | 7,089 円 | 7,859 円 | 8,598 円 | 9,326 円 |
| 利用者負担（1割） | 636 円   | 709 円   | 786 円   | 860 円   | 933 円   |
| 利用者負担（2割） | 1,271 円 | 1,418 円 | 1,572 円 | 1,720 円 | 1,866 円 |
| 利用者負担（3割） | 1,906 円 | 2,127 円 | 2,358 円 | 2,580 円 | 2,798 円 |

## 多床室

| 内 容       | 要介護 1   | 要介護 2   | 要介護 3   | 要介護 4   | 要介護 5   |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 単位        | 603     | 672     | 745     | 815     | 884     |
| サービス利用料金  | 6,351 円 | 7,089 円 | 7,859 円 | 8,598 円 | 9,326 円 |
| 利用者負担（1割） | 636 円   | 709 円   | 786 円   | 860 円   | 933 円   |
| 利用者負担（2割） | 1,271 円 | 1,418 円 | 1,572 円 | 1,720 円 | 1,866 円 |
| 利用者負担（3割） | 1,906 円 | 2,127 円 | 2,358 円 | 2,580 円 | 2,798 円 |

## 居住費・食費

| 利用者負担<br>区分 | 対象者   | 居住費     |       | 食費      |
|-------------|---|---------|-------|---------|
|             |   | 従来型個室   | 多床室   |         |
| 第1段階        | ・市民税が世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人<br>・生活保護を受給している人        | 380 円   | 0 円   | 300 円   |
| 第2段階        | ・市民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間 80 万円以下の人       | 480 円   | 430 円 | 600 円   |
| 第3段階①       | ・市民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間 80 万円超 120 万円以下 | 880 円   | 430 円 | 1,000 円 |
| 第3段階②       | ・市民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間 120 万円超         | 880 円   | 430 円 | 1,300 円 |
| 第4段階        | ・上記以外の人   | 1,231 円 | 915 円 | 1,490 円 |

## ※食費の基準費用額内訳

|     |       |
|-----|-------|
| 朝 食 | 450 円 |
| 昼 食 | 520 円 |
| 夕 食 | 520 円 |

各種加算

| 加算項目      | 送迎(片道)  | 機能訓練体制加算 | サービス提供体制加算 I・II・III | 看護体制加算 I | 看護体制加算 II | 夜間職員配置加算 I |
|-----------|---------|----------|---------------------|----------|-----------|------------|
| 単位        | 184     | 12       | (II) 18             | 4        | 8         | 13         |
| サービス利用料金  | 1,941 円 | 126 円    | (II) 189 円          | 42 円     | 84 円      | 137 円      |
| 利用者負担(1割) | 195 円   | 13 円     | (II) 19 円           | 5 円      | 9 円       | 14 円       |
| 利用者負担(2割) | 390 円   | 26 円     | (II) 38 円           | 10 円     | 18 円      | 28 円       |
| 利用者負担(3割) | 585 円   | 39 円     | (II) 56 円           | 15 円     | 27 円      | 42 円       |

※認知症・心理症状緊急対応加算 200 単位 利用料 2090 円 利用者負担 209 円

(2) 介護予防短期入所生活介護

従来型個室

| 内 容        | 要支援1    | 要支援2    |
|------------|---------|---------|
| 単位         | 451     | 561     |
| サービス利用料金   | 4,758 円 | 5,918 円 |
| 利用者負担金(1割) | 476 円   | 592 円   |
| 利用者負担金(2割) | 952 円   | 1,184 円 |
| 利用者負担金(3割) | 1428 円  | 1,776 円 |

多床室

| 内 容        | 要支援1    | 要支援2    |
|------------|---------|---------|
| 単位         | 451     | 561     |
| サービス利用料金   | 4,758 円 | 5,918 円 |
| 利用者負担金(1割) | 476 円   | 592 円   |
| 利用者負担金(2割) | 952 円   | 1,184 円 |
| 利用者負担金(3割) | 1428 円  | 1,776 円 |

居住費・食費

| 利用者負担区分 | 対象者  | 居住費   |       | 食費    |
|---------|--|-------|-------|-------|
|         |  | 従来型個室 | 多床室   |       |
| 第1段階    | ・市民税が世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人<br>・生活保護を受給している人 | 380 円 | 0 円   | 300 円 |
| 第2段階    | ・市民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計              | 480 円 | 430 円 | 600 円 |

|       |   |        |      |        |
|-------|---|--------|------|--------|
|       | 額が年間80万円以下の人                                  |        |      |        |
| 第3段階① | ・市民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間80万円超120万円以下 | 880円   | 430円 | 1,000円 |
| 第3段階② | ・市民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間120万円超       | 880円   | 430円 | 1,300円 |
| 第4段階  | ・上記以外の人                                       | 1,231円 | 915円 | 1,490円 |

※食事の基準費用額内訳

|     |      |
|-----|------|
| 朝 食 | 450円 |
| 昼 食 | 520円 |
| 夕 食 | 520円 |

各種加算

| 加算項目           | 送迎（片道） | 機能訓練体制加算 | サービス提供体制加算<br>I・II・III |
|----------------|--------|----------|------------------------|
| 単位             | 184    | 12       | (II) 18                |
| サービス利用料金       | 1,941円 | 126円     | (II) 189円              |
| 利用者負担金<br>(1割) | 195円   | 13円      | (II) 19円               |
| 利用者負担金<br>(2割) | 390円   | 26円      | (II) 38円               |
| 利用者負担金<br>(3割) | 585円   | 39円      | (II) 57円               |

※認知症・心理症状緊急対応加算 200単位 利用料 2090円 利用者負担 209円

※サービス提供体制加算は職員の配置状況等により1つを算定。同時算定とはならない。

(利用料金について 例: 1泊2日ご利用の場合、2日間のご利用料金となります)

(3) 特養施設、空床利用時

要支援者、要介護者の空床利用時について。従来型個室・多床室の「単位（介護サービス費）、サービス利用料金、利用者負担金、加算内容」は別表（1）（2）と同様です。

ユニット型個室（空床利用）をご利用の際には以下のサービス料金となります。

ユニット型個室（短期入所生活介護）

|            | 要介護 1   | 要介護 2   | 要介護 3   | 要介護 4   | 要介護 5    |
|------------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 単位         | 704     | 772     | 847     | 918     | 987      |
| サービス利用料金   | 7,427 円 | 8,144 円 | 8,935 円 | 9,684 円 | 10,412 円 |
| 利用者負担金（1割） | 743 円   | 815 円   | 894 円   | 969 円   | 1,042 円  |
| 利用者負担金（2割） | 1,486 円 | 1,629 円 | 1,787 円 | 1,937 円 | 2,083 円  |
| 利用者負担金（3割） | 2,229 円 | 2,444 円 | 2,681 円 | 2,906 円 | 3,124 円  |

ユニット型個室（介護予防短期入所生活介護）

|            | 要支援 1   | 要支援 2   |
|------------|---------|---------|
| 単位         | 523     | 649     |
| サービス利用料金   | 5,517 円 | 6,846 円 |
| 利用者負担金（1割） | 552 円   | 685 円   |
| 利用者負担金（2割） | 1,104 円 | 1,370 円 |
| 利用者負担金（3割） | 1,656 円 | 2,054 円 |

居住費・食費

| 利用者負担<br>区分 | 対象者   | 居住費     | 食費      |
|-------------|---|---------|---------|
|             |   | ユニット型   |         |
| 第1段階        | ・市民税が世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人<br>・生活保護を受給している人        | 880 円   | 300 円   |
| 第2段階        | ・市民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間 80 万円以下の人       | 880 円   | 600 円   |
| 第3段階①       | ・市民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間 80 万円超 120 万円以下 | 1,370 円 | 1,000 円 |
| 第3段階②       | ・市民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間 120 万円超         | 1,370 円 | 1,300 円 |
| 第4段階        | ・上記以外の人   | 2,066 円 | 1,490 円 |

（ユニット型個室は職員配置が異なる為、加算内容が一部異なります）

※加算料金は介護サービス費と合算して端数処理計算するため、若干相違があります。

（4） 介護職員処遇改善加算（I）

（予防）併設短期入所生活サービス費に各種加算を加えた合計単位数の 100 分の 14 に相当

する単位数を加算として算定いたします。(1日あたり)

(短期入所生活介護)

従来型個室

| 内 容        | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3   | 要介護 4   | 要介護 5   |
|------------|-------|-------|---------|---------|---------|
| 単位         | 84    | 94    | 104     | 114     | 124     |
| サービス利用料金   | 886 円 | 991 円 | 1,097 円 | 1,202 円 | 1,308 円 |
| 利用者負担 (1割) | 89 円  | 100 円 | 110 円   | 121 円   | 131 円   |
| 利用者負担 (2割) | 178 円 | 199 円 | 220 円   | 241 円   | 262 円   |
| 利用者負担 (3割) | 266 円 | 298 円 | 330 円   | 361 円   | 393 円   |

多床室

| 内 容        | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3   | 要介護 4   | 要介護 5   |
|------------|-------|-------|---------|---------|---------|
| 単位         | 84    | 94    | 104     | 114     | 124     |
| サービス利用料金   | 886 円 | 991 円 | 1,097 円 | 1,202 円 | 1,308 円 |
| 利用者負担 (1割) | 89 円  | 100 円 | 110 円   | 121 円   | 131 円   |
| 利用者負担 (2割) | 178 円 | 199 円 | 220 円   | 241 円   | 262 円   |
| 利用者負担 (3割) | 266 円 | 298 円 | 330 円   | 361 円   | 393 円   |

ユニット型個室

|            | 要介護 1   | 要介護 2   | 要介護 3   | 要介護 4   | 要介護 5   |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 単位         | 99      | 108     | 119     | 129     | 138     |
| サービス利用料金   | 1,044 円 | 1,139 円 | 1,255 円 | 1,360 円 | 1,455 円 |
| 利用者負担 (1割) | 105 円   | 114 円   | 126 円   | 136 円   | 146 円   |
| 利用者負担 (2割) | 209 円   | 228 円   | 251 円   | 272 円   | 291 円   |
| 利用者負担 (3割) | 314 円   | 342 円   | 377 円   | 408 円   | 437 円   |

(介護予防短期入所生活介護)

従来型個室

| 内 容         | 要支援 1 | 要支援 2 |
|-------------|-------|-------|
| 単位          | 63    | 79    |
| サービス利用料金    | 664 円 | 833 円 |
| 利用者負担金 (1割) | 67 円  | 84 円  |
| 利用者負担金 (2割) | 133 円 | 167 円 |
| 利用者負担金 (3割) | 200 円 | 250 円 |

多床室

| 要支援 1 | 要支援 2 |
|-------|-------|
| 63    | 79    |
| 664 円 | 833 円 |
| 67 円  | 84 円  |
| 133 円 | 167 円 |
| 200 円 | 250 円 |

ユニット型個室

| 内 容         | 要支援 1 | 要支援 2 |
|-------------|-------|-------|
| 単位          | 73    | 91    |
| サービス利用料金    | 770 円 | 960 円 |
| 利用者負担金 (1割) | 77 円  | 96 円  |

|            |      |      |
|------------|------|------|
| 利用者負担金（2割） | 154円 | 192円 |
| 利用者負担金（3割） | 231円 | 288円 |

※単位数算出に際し、従来型個室・多床室に加えた各種加算は、「機能訓練体制加算・サービス提供体制加算Ⅰ・看護体制加算Ⅰ、Ⅱ・夜勤職員配置加算Ⅰ」ユニット型個室は「機能訓練体制加算・サービス提供体制加算Ⅰ・看護体制加算Ⅱ・夜勤職員配置加算Ⅱ」です。これら以外の加算が算定されている場合（送迎加算や療養食加算など）や加算の中で算定されないもの（予防の方は看護体制加算や夜勤職員配置加算は算定されない）などがあれば、その単位数に応じて算定される単位数が変更となります。

※ 加算料金は介護サービス費と合算して端数処理計算するため、若干相違があります。